近代化への夜明け前

明治の「商標」を見る

第1巻　登録商標明治18年

抜粋版

はじめに

第1章　商標制度の成り立ち

商標制度が生まれた背景

商標制度創設時（明治17年）の商品分類

商品の分類表

第2章　データで見る明治18年の登録商標

商品分類ランキング

出願人の職業（業種）ランキング

出願人の都道府県ランキング

第3章　資料編　明治18年の登録商標

参考情報

はじめに

人間は考える力を持っています。課題に直面するたびに、人間はどうしたら課題を解決できるかを考えます。多くの失敗とわずかな成功を繰り返しながら、人間は技術革新を生み出し、社会や経済、文化を発展させてきました。

私たちネオテクノロジーは、技術革新の証しである特許情報に着目しています。特許制度は、発明を公開する代償として出願人に独占権を与え、公開された発明を別の人が見ることで新しい技術革新を促し産業振興につなげることを目的としています。このような性質を持つ特許情報は、社会の変化に合わせて技術が進化した歴史を振り返ることができる、文化的知的資産であり社会的技術資産です。ネオテクノロジーは、特許情報に盛り込まれた発明者の思想を知恵の情報として活用することによって、新たな創造につなげることを目指しています。これまでに、明治18（1885）年の専売特許条例公布後に発行された、明治時代の特許明細書約2万2000件を収集してまいりました。さらに特許に関連するものとして、明治期の商標、意匠図面などの収集にも取り組んできています。

これらのネオテクノロジーが収集した明治時代のデータベースを基に、編集・刊行する資料集がこの『近代化への夜明け前』シリーズです。明治時代を、封建制度終焉後の混沌期を経て近代国家が確立するまでの過渡期の時代「近代化への夜明け前」としてとらえました。この時代の発明を地域別に見る、あるいは商標を年代別に見ていくといった試みによって、近代化を迎えるまでの日本の姿を浮かび上がらせようというものです。

機械化も進んでおらず、情報インフラも発達していないなか、人々が暗中模索し、数えきれないほどの失敗や試行錯誤を重ねながら挑戦していた時代、それが明治という時代であると思います。そうした明治の人たちの挑戦や創造意欲の証しを、21世紀の現代に生きる人たちに広くお伝えしたいという思いから本シリーズは誕生しました。

次世代へ知恵のバトンをつなぐ

専売特許条例が公布されてから今年で130年になります。明治から約1世紀を経た21世紀の現代、私たちの社会は大きな変換点を迎えています。少子高齢化や環境問題、大量消費型から質重視の生活へと、私たちを取り巻く社会は大きな変わり目を見せ始めています。このような変換点においては、今までの延長線上の対応では必ずしも問題を解決できません。また、誰かが正解を持っているわけでもありません。

現代における「次世代への夜明け前」の状況は、明治における「近代化への夜明け前」の状況と重なるのではないでしょうか。明治の発明は、新しい創造を生み出すことができるのは、私たち人間だけだということを教えてくれます。機械にはない人間の知恵です。私たちは、先人のたゆまない努力と情熱によって生み出された知恵の連鎖・蓄積に支えられているのです。そして、私たちは、先人の偉大な知恵のバトンを受け継ぎ、私たち自身が新たな価値を創造していくことによって、次世代へ知恵のバトンをつなぐ役割を担っています。

ネオテクノロジーは、本シリーズを通じて、新たな創造に挑戦するすべての人たちが、情熱と勇気を得るきっかけとなることを願っています。

「商標」編の刊行に寄せて

本書は『近代化への夜明け前』シリーズの一環として、明治の「商標」に焦点を当てたものです。

商標とは、自己（自社）の取り扱う商品を他人（他社）のものと区別するために使用する文字・図形・記号などの識別標識のことです。そうした商標を保護する商標制度は、明治17（1884）年6月7日、「商標条例」の公布により開始されました。専売特許条例より1年早く公布された制度で、農商務省（経済産業省、農林水産省の前身）に設置された商標登録所に出願・登録することで保護が受けられるようになりました。

そうして誕生した日本の登録商標第1号は、明治18（1885）年6月2日に登録された、京都府の売薬業者・平井祐喜氏による膏薬丸薬の商標です。この第1号に始まり、明治20（1887）年までの3年間で登録された商標は約1800件となっています。こうした商標制度黎明期の登録商標について、本書では年次ごとにまとめ、全3巻で紹介します。

制度黎明期に登録された商標の特徴として、薬や清酒、醤油など江戸時代からの商品の商標や、ビールや石鹸、歯磨など欧米から入ってきて国産化した商品の商標、そして生糸や陶磁器など輸出向け商品の商標が比較的多く見られることが挙げられます。近代化へと向かっていく商工業の原点を知る一次資料として活用していただければ幸いです。

本書の構成

各巻は3つの章で構成されています。

第1章では、明治の商標制度や社会的背景、商標の商品分類について紹介していきます。

第2章では、各年の登録商標はどのようなものだったのか、「商標公報」より得られた情報を集計したデータから見ていきます、商品分類別の件数や、出願人の業種や都道府県別に調べた件数などを紹介します。

第3章では、各年の登録商標を商品分類別に分け、書誌事項とともに掲載します。

第1章

商標制度の成り立ち

日本に商標制度が誕生した背景や、明治の登録商標を調べるために知っておきたい商品分類について、ご紹介します。

商標制度が生まれた背景

商標とは、自己(自社)の取り扱う商品などを他人(他社)のものを区別するために使用する文字・図形・記号などの識別標識のことです。私たちの暮らしのなかでも、企業や店のロゴマーク、商品の名前(ネーミング)など、たくさんの商標を目にしています。商標は企業のイメージ戦略や商品の売り上げに影響を与える重要な要素になっているといっても過言ではありません。事業活動を円滑に行なうための必須アイテムなのです。商標とはそうした性質を持つもので、特許庁へ出願して登録することで商標権という独占権が与えられ、この商標権を持つ者だけが商標を使用できます。既に登録されている商標を第三者が使用する場合には、商標権を持つ者とライセンス契約を結ぶなどをする必要があり、無断で使用すると商標権の侵害となります。

このように商標を保護する制度は、明治時代に誕生しました。どのような背景があって商標制度が生まれたのでしょう。また制度黎明期の登録商標とはどのようなものだったのでしょう？　その概要をお伝えしていきたいと思います。

産業振興のために早急に求められた商標制度

今日、商標権は、特許権、意匠権、実用新案権と合わせて産業財産権(工業所有権)といわれているもので、産業の発展を図るための権利として特許庁で管轄されています。これらの制度はすべて明治時代に生まれ、日本が近代化へと進んでいくなかで大きな役割を果たしました。いずれも西洋の制度を参考にし、法整備が進められたものですが、最も早く制定されたのは商標制度でした。

商標制度など産業財産権に関わる制度は、明治維新を迎えた日本が殖産興業を目指し、海外との不平等条約の解消を図ることなどを目的に制定されたものですが、先行して商標制度ができた背景には、当時の社会状況がありました。維新後の混乱で経済秩序が乱れ、商標が盗用されて粗悪な模倣品が出回るという事件が多発したのです。

それは被害にあった人たちにとって商品の評判が落ちて事業の存続にも関わる問題でもあったし、日本全体の商工業の健全な発展を妨げることにもなりました。また、国際的にも生糸や織物など当時の主要輸出品の信頼を損ね、貿易振興の妨げにもなりかねないことでした。このような状況を早急に改善しようと、商標を保護する制度が生まれたのです。明治1年(1884)年に公布された商標条例です。

そして、商標条例公布の翌年、明治18(1885)年には発明を保護する制度である専売特許条例が誕生。続いて明治21(1888)年には模様や形状などの意匠を保護する制度である意匠条例が公布されました。これら三条例は明治32(1899)年にそれぞれ商標法、特許法、意匠法として改正され、さらに明治38(1905)年には小発明(物品の形状・構造・組み合わせに関する考案)を保護するための実用新案法が制定されました。

商標条例の創設

明治17(1884)年に商標条例が公布され、農商務省(経済産業省、農林水産省の前身)に設置された商標登録所に出願・登録することで商標の保護が受けられるようになりました。

この商標条例では、商標の登録出願にかかる費用は商標1個につき10円、さらに1個の商標を数種類の商品に兼用もしくは転用する者はその商品1種ごとに5円と定めていました。参考までに制度が創設された明治17(1884)年の米価の相場(深川正米市場の相場)は、1石(約150キロ)当たり5円14銭(『日本銀行百年史』より)。つまり、登録出願にはそれ相当の出費が必要だったということです。当時の新聞・雑誌のなかには商標登録の必要性を認めながらも、登録費用が高いことや手続きが複雑であることを批判する報道もありました。その一方で、商標条例の制定を「其ノ機ニ適スルモノ」「世運ノ進歩ヲ証スルニ足ルモノアリ」と評価する報道記事も少なくなかったようです。

明治時代の商品の種類（商標分類）

（明治17年6月7日公布「商標条例」に基づく）

分類	分類名	内容
第1種	化學品及藥劑	酸類、鹽類、「アルカリ」、漂白粉、護謨、樹脂、膠、燐、石鹸、「グリセリン」、「キナエン」、「モルヒネ」、丁幾劑、舎利別、煎劑、丸薬、膏藥、藥油、磨香、丁子等
第2種	染料及顔料	藍玉、藍靛、紫根、紅、朱、丹、緑青、焼青、洋靛、白粉、胡粉、藤黄等
第3種	塗料	漆、假漆、「ペンキ」、澁、靴墨等
第4種	香料及燻料	香油、髪膏、香袋、香水、炷香、線香、煉香等
第5種	金屬及其半加工品	銑鐵、鍛鐵、鋼鐵、條鐵、鐵葉、鐵板、銅、銅板、銅鐵線、鉛、鉛板、亜鉛、亜鉛板、錫、合金等
第6種	金屬ノ製品	鑄物、打物、彫鏤品及編物等
第7種	利器及尖刃器	鎌、鋸、鑿、錐、鏨、針、釘、剪刀、小刀、剃刀、庖丁、鳶嘴等
第8種	貴金属及其製品（「アルミニウム」金「ニッケル」銀ノ製品モ此中二屬ス）	黄金、銀、四分一、紫銅其他貴金屬ノ合金鍍品及彫鏤品等
第9種	珠玉及彫鏤品	珊瑚珠、眞珠、瑪瑙、水晶、黄玉、碧玉等及其模造品
第10種	鑛物類（但石炭ハ第五十一種ニ屬ス）	
第11種	石材及其製品竝彫鏤品	石板品、大理石、砥石、石器等及其模造品
第12種	漆喰類	漆喰、「セメント」、石膏等
第13種	陶磁器類	諸種ノ陶磁器、土器、坩堝、瓦、煉化石等
第14種	七寶焼	
第15種	玻璃及其製品	玻璃壜、玻璃管、彩色玻璃等
第16種	機械類	紡績機、裁縫機、製糖機、印刷機械其他製造機械、蒸気ノ機關及罐等
第17種	農工器具	鋤、鍬、唐箕、熊手、釘抜、鐵槌、繩墨等
第18種	學術上ノ器械類	理化學、醫術及測量等ノ器械
第19種	度量權衡	
第20種	運送用ノ車類	荷車、馬車、人力車、自轉車等
第21種	樂器	琴、三味線、胡弓、笛等
第22種	時計及其付屬品	
第23種	銃砲、彈丸、火藥、烟火類	
第24種	蠶種紙、繭	
第25種	眞綿及木棉綿	
第26種	生絲、絹絲及天蠶絲（琴絲、金絲、銀絲等モ此中ニ屬ス）	
第27種	綿絲	
第28種	毛絲	
第29種	麻絲	
第30種	絹織物	
第31種	木綿織物	
第32種	毛織物	
第33種	麻織物	
第34種	絹綿麻毛ノ外ノ織物及各種ノ交織物	
第35種	絲類ノ編物及組物	「レース」、打紐、網
第36種	被服	諸種ノ衣服、織物製帽子、手套、足袋、織物製雨衣、袴、目利安等
第37種	醸造物及飲料	諸種ノ酒、酢、醤油、蜜柑水、曹達水等
第38種	砂糖	諸種ノ砂糖、糖蜜、蜂蜜等
第39種	菓子及麺包類	干菓子、掛ケ物、西洋菓子、飴、砂糖漬等
第40種	茶及珈琲類	
第41種	煙草類	
第42種	穀菜種子及菓物類	五穀、蔬菜、蕈、菓實、種子、根球等
第43種	挽粉澱粉及其製品	諸種ノ挽粉、澱粉、麪類、湯波、蒟蒻、凍豆腐、凍蒟蒻
第44種	味噌、嘗物及漬物類	
第45種	肉類海草ノ貯藏食品	鰹節、鯣、乾鮑、海苔、昆布、佃煮、鑵詰、雲丹諸種ノ鹹製品等
第46種	牛乳製品	凝乳（コンデンストミルク）、乳油（バタ）、乳餅（チーズ）、乳粉等
第47種	煙具及袋物	諸種ノ煙管、煙袋、煙管筒、懐中物等
第48種	紙及其製品	諸種ノ紙、色紙、短冊、擬革紙、油紙、澁紙、書簡筒、帳文匣、一閑張、元結等
第49種	筆墨類	筆、墨、朱墨、印肉、墨汁、石筆、鉛筆、洋筆等
第50種	皮革及其製品	馬具、革包（カバン）、文匣、革帶、靴等
第51種	燃材	諸種ノ炭、附木、摺附木、燈心等
第52種	油、蠟類	諸種ノ油、蠟、蠟燭、脂肪等
第53種	肥料	干鰯、鯡粕、油粕、骨粉等
第54種	木竹材	
第55種	木竹藤製品及其漆塗蒔繪品類	指物、挽物、曲物、桶類、編物、組物等
第56種	角甲牙類ノ製品	
第57種	藁及草ノ製品	疊表、筵、編笠、繩、麥藁細工等
第58種	傘杖及履物	諸種ノ傘、杖、下駄、草履、鼻緒等
第59種	扇子及團扇	
第60種	提燈及「ランプ」類	
第61種	歯磨及洗粉	
第62種	刷子類	
第63種	玩具類	花簪、鞠、碁、將棊、人形、獨樂、揚弓、押繪、造花、骨牌類
第64種	錦繪及寫眞類	
第65種	書籍新聞紙雑誌類	

第2章

データで見る明治18年の登録商標

明治18（1885）年に登録された商標は、953件です。それらを商品分類・出願人が事業を行なう都道府県・職業（業種）の3点を軸に、それぞれの件数を集計しました。商品分類ランキング、都道府県ランキング、職業（業種）ランキング、さらに都道府県上位5位までのデータを掲載します。データから当時の商業活動や地域の特性が浮かび上がってくるでしょう。

※本書は、「商標公報」の記載に基づいて件数を集計しています。

出願人の職業(業種)ランキング

明治18（1885）年にはどのような職業(業種)の人が商標登録を行なっていたのでしょう？「商標公報」の記載を調べてみたところ、出願人の業名にはいろいろな名称が記されていることがわかりました。たとえば売薬では、売薬営業人、薬種業、売薬商、薬種営業、薬舗などという具合にさまざまです。このように多種多様な業名は、当時の商工業の状況を知るうえで貴重な情報だと考えますが、出願人の職業の傾向をつかむためのデータ算出に用いることは困難です。そこでネオテクノロジーでは、扱う商品などが同一と思われる業名を集め、業種分類を行ないました。その業種分類を用いて集計した「出願人の職業(業種)ランキング」及びシェアは左記・下記のような結果となりました。1位が酒造(清酒)関連(清酒製造、酒造業、酒造商など)、2位が醤油関連(醤油製造業、醤油醸造業、醤油造営業など)、3位が売薬関連(内訳は前述)です。前出の商品分類ランキングの1位と2位に関わる業種となっています。

※これ以降の誌面で掲載している「出願人の職業(業種)ランキング」も、同様の方法で集計しています。

※「商標公報」の業名として会社名のみ記載があったものに関しては当時の業種を調べ、分類を行ないました。

明治18年の登録商標　職業(業種)ランキング

順位	商品分類名	件数
1	酒造(清酒)関連	198件
2	醤油関連	143件
3	売薬関連	118件
4	真綿・木棉綿関連	56件
5	製糸・生糸関連	55件
6	商業全般	43件
7	油関連	31件
8	織物関連	27件
9	金属・金属加工・金属製品関連	22件
10	香料(食品以外)関連	17件
10	刃物関連	17件
12	煙草製造・販売	15件
13	洋酒・ビール関連	13件
14	マッチ関連	11件
14	呉服商	11件
16	菓子・飴関連	10件
17	酢・味醂関連	9件
17	肥料関連	9件
19	染料・顔料関連	8件
20	機械関連	6件
20	染料・顔料関係	6件
20	肉類・海産物関連	6件
20	被服関連	6件
24	砂糖商	5件
24	紙関連	5件
24	歯磨き用品・石鹸関連	5件
24	小間物商関連	5件
24	筆・墨関連	5件
24	綿糸関連	5件
30	味噌関連	4件
31	石灰・セメント関連	3件
31	陶磁器関連	3件
33	貴金属関連	2件
33	傘関連	2件
33	食塩関連	2件
33	測量関連	2件
33	茶・コーヒー関連	2件
33	塗料関連	2件
33	乳製品関連	2件
33	編物。糸組物・網関連	2件
41	医	1件
41	時計関連	1件
41	人力車関連	1件
41	水車業	1件
41	農	1件
41	編物・糸組物・網関連	1件
41	糀もやし業	1件

明治18年の登録商標　職業(業種)別シェア

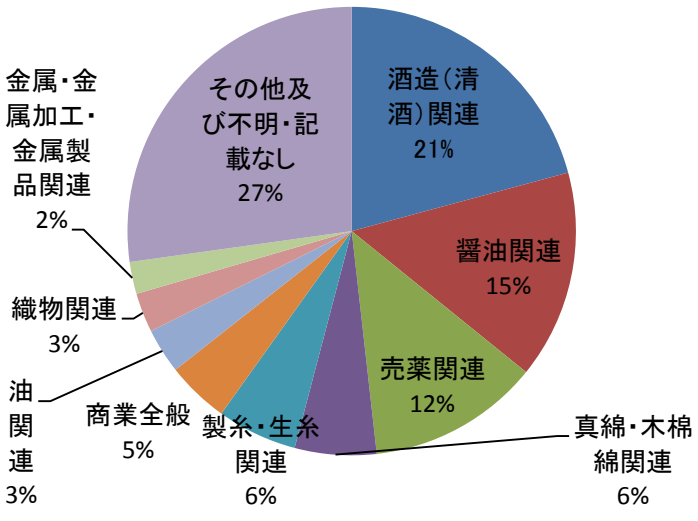

出願人の都道府県ランキング 第1位 大阪府

明治18（1885）年に登録された商標953件の都道府県別ランキングの第1位は大阪府で、216件でした。その216件について、商品分類と出願人の職業（業種）を調べ、それぞれランキング表とグラフ（シェア）にしています。商品分類ランキングで、前出の明治18年（1885）の登録商標全体では4位（シェアでは6％）だった「眞綿及木棉綿」が大阪府では2位（シェアでは23％）となっているのが特徴的です。

大阪府の登録商標 商品分類別ランキング

順位	商品分類名	件数
1	醸造物及飲料	54件
2	眞綿及木棉綿	49件
3	化學品及藥劑	34件
4	利器及尖刃器	12件
5	染料及顔料	10件
6	香料及燻料	7件
6	油、蠟類	7件
8	被服	6件
9	肥料	5件
10	肉類海草ノ貯藏食品	4件
10	燃材	4件
12	金屬ノ製品	3件
12	挽粉澱粉及其製品	3件
14	菓子及麺包類	2件
14	金屬及其半加工品	2件
14	農工器具	2件
14	筆墨類	2件
14	木綿織物	2件
19	煙草類	1件
19	機械類	1件
19	生絲、絹絲及天蠶絲（琴絲、金絲、銀絲等モ此中ニ屬ス）	1件
19	塗料	1件
19	度量權衡	1件
19	綿絲	1件
19	木竹藤製品及其漆塗蒔繪品類	1件
19	學術上ノ器械類	1件

大阪府の登録商標 職業（業種）ランキング

順位	商品分類名	件数
1	酒造（清酒）関連	52件
2	真綿・木棉綿関連	49件
3	売薬関連	35件
4	刃物関連	12件
5	油関連	11件
6	商業全般	10件
7	香料（食品以外）関連	5件
7	染料・顔料関連	5件
7	被服関連	5件
10	肉類・海産物関連	4件
10	肥料関連	4件
12	マッチ関連	3件
12	機械関連	3件
12	金属・金属加工・金属製品関連	3件
15	織物関連	2件
15	酢・味醂関連	2件
17	煙草製造・販売	1件
17	菓子・飴関連	1件
17	小間物商関連	1件
17	醤油関連	1件
17	染料・顔料関係	1件
17	測量関連	1件
17	塗料関連	1件
17	筆・墨関連	1件
17	綿糸関連	1件

大阪府の登録商標　商品分類別シェア

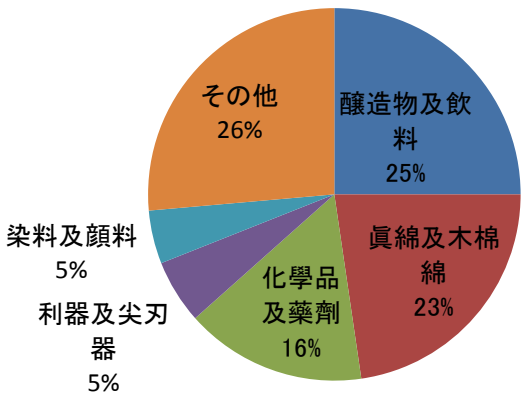

大阪府の登録商標　職業（業種）別シェア

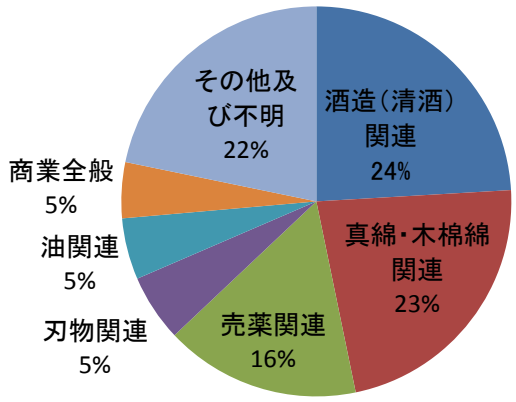

第3章

資料編
明治18年の登録商標

明治18年（1885）に登録された商標を公報番号順に掲載します。

※掲載するのは、「商標公報」より、ネオテクノロジーが収集・整理した953件の登録商標です。なお、「商標公報」の一部は、公報番号順ではなく、番号が前後して掲載されている場合もあります。

日本の商標第一号！

	第壹號	第貳號	第參號	第四號
商標		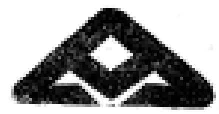		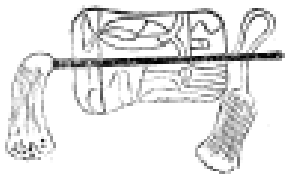
商標ノ要部	全形	全形	藥量器ノ圖	長崎一流ノ家齋アロ軍配團扇ノ圖
商品ノ種類及品名	第一種膏藥丸藥	第一種藥劑	第一種化學品及藥劑	第一種和洋赤音藥
願人ノ氏名及營業名	京都府 賣藥營業人 平井祐喜	京都府 賣藥營業人 井上周藏	神奈川縣 藥舖 小野又七	東京府 賣藥商 式守蝸牛
出願年月日	明治十七年十月一日	全	全	全
登錄年月日	明治十八年六月二日	全	全	全

第壹壹號	第壹貳號	第壹參號	第壹四號	第壹五號
	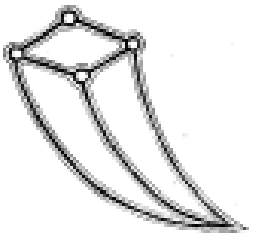	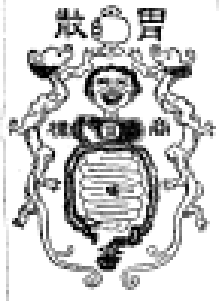		
全形	全形	人體全部ヨリ食道胃腸ノ關及胃腸ノ文字	全形	全形
第一種煉藥	第一種丸藥散藥	第一種散藥	第一種化學品及植物々部分	第一種藥用石鹼
大阪府 賣藥業 堀內三郎	大阪府 賣藥業 本林平三郎	東京府 賣藥商 太田信義	東京府 藥舖 岡田芳藏	神奈川縣 藥種業 栗原清八郎
明治十七年十月十五日	明治十七年十月十五日	明治十七年十月十六日	明治十七年十月十八日	明治十七年十月廿五日
全	全	全	全	全

商標	商標ノ要部	商品ノ種類及品名	組人ノ氏名又ハ営業者名	出願年月日	登録年月日
第貳四五號（井六丁ヲ見ヨ）	上石ノ文字	第二十七種醤油	千葉縣醤油醸造營業 高梨周造	明治十八年二月一日	明治十八年六月十二日
第貳四六號（井六丁ヲ見ヨ）	扇ノ地紙形中ニ萬ノ合字	全	全 人	全	全
第貳四七號（井六丁ヲ見ヨ）	富士山形ニ葉ノ字	全	千葉縣醤油醸造營業 茂木勇右衛門	全	全
第貳四八號（井六丁ヲ見ヨ）	三光ノ文字	全	千葉縣醤油醸造營業 茂木七左衛門	全	全
第貳四九號	鎧甲形中ニ萬ノ字	全	千葉縣醤油醸造營業 茂木左平治	全	全
第貳五〇號（井六丁ヲ見ヨ）	半月山形ニ上ノ文字	全	千葉縣醤油醸造營業 高梨兵左衛門	全	全

第八〇四號

第七七七號

第八參〇號

第七八九號

第七四四號

第七六五號

第七七六號

第八貳九號

第八貳六號

参考情報

掲載した登録商標

明治18年に登録された商標953件を収録しています。

商標登録番号	商品の種類及商名	願人の氏名	業種分類名	業名	出願年月日	登録年月日
1	第1種膏薬丸薬	平井祐喜	売薬関連	売薬営業人	明治17年10月1日	明治18年6月2日
2	第1種薬剤	井上周蔵	売薬関連	売薬営業人	明治17年10月2日	明治18年6月3日
3	第1種化学品及薬剤	小野又七	売薬関連	薬舗	明治17年10月3日	明治18年6月4日
4	第1種相撲赤膏薬	式守蝸牛	売薬関連	膏薬商	明治17年10月4日	明治18年6月5日
5	第1種製薬品	野口保	売薬関連	製薬業	明治17年10月5日	明治18年6月6日
6	第1種丸薬	井上喜平治	売薬関連	売薬商	明治17年10月6日	明治18年6月7日
7	第1種妙方散及真治膏	青野伊兵衛	売薬関連	売薬営業人	明治17年10月2日	明治17年10月3日
8	第1種膏薬丸薬	中島称善	売薬関連	売薬営業人	明治17年10月3日	明治18年6月2日
9	第1種煉薬	吉野五運	売薬関連	売薬営業人	明治17年10月6日	明治18年6月2日
10	第1種薬油	平尾賛平	売薬関連	売薬商	明治17年10月8日	明治18年6月2日
11	第1種煉薬	堀内三席	売薬関連	売薬業	明治17年10月8日	明治18年6月2日
12	第1種丸薬、散薬	本林平三郎	売薬関連	売薬営業	明治17年10月15日	明治18年6月2日
13	第1種散薬	太田信義	売薬関連	売薬商	明治17年10月16日	明治18年6月2日
14	第1種化学品及格魯々哨尹	岡田芳蔵	売薬関連	薬舗	明治17年10月8日	明治18年6月2日
15	第1種薬用石鹸	栗原清八郎	売薬関連	薬種営業	明治17年10月20日	明治18年6月2日
16	第1種振出薬、丸薬等	喜谷市郎右衛門	売薬関連	売薬商	明治17年10月23日	明治18年6月2日
17	第1種化学品及薬剤	尾澤豊太郎	売薬関連	薬舗	明治17年10月23日	明治18年6月2日
18	収録なし	収録なし	収録なし	収録なし	収録なし	収録なし
19	第1種水薬	岡本清兵衛	売薬関連	売薬営業	明治17年11月11日	明治18年6月2日
20	第1種鱈肝油	田中九衛門	売薬関連	薬種商	明治17年11月14日	明治18年6月2日
21	第1種丸薬	飯塚勝三郎	売薬関連	売薬商	明治17年12月日	明治18年6月2日
22	第1種化学品及薬剤	松本市左衛門	売薬関連	薬種商	明治17年12月18日	明治18年6月2日
23	第1種おびや薬	西田和兵衛	売薬関連	売薬営業人	明治17年12月26日	明治18年6月2日
24	第1種丸薬	玉亀徳三郎	売薬関連	薬種商	明治18年1月6日	明治18年6月2日
25	第1種丸薬	村田又兵衛	売薬関連	売薬営業人	明治18年1月13日	明治18年6月2日
26	第1種丸薬、散薬散薬、膏薬	中村藤蔵	農	農	明治18年1月28日	明治18年6月2日
27	第1種丸薬、散薬	石田勝秀	売薬関連	売薬業	明治18年2月1日	明治18年6月2日
28	第1種目洗薬	小西喜兵衛	売薬関連	売薬商	明治18年2月12日	明治18年6月2日
29	第1種丸薬其他	鈴木金助	売薬関連	売薬商	明治18年2月14日	明治18年6月2日

抜粋版

近代化への夜明け前
明治の商標を見る
第1巻　登録商標明治18年

発　行：2015年6月
定　価：本体価格30，000円＋税

発行：株式会社ネオテクノロジー
〒101-0062東京都千代田区神田駿河台4-4丸中ビル6F
TEL.03-3526-2710 FAX.03-3526-2577
URL　http://www.neotechnology.co.jp

©2015 NeoTechnology
ISBN　978-4-86573-606-9

Printed in Japan